

**令和6年度滋賀県職員採用選考**  
**【文化財保護技術者(美術工芸担当)】**  
**第1次考査受験案内(令和7年4月1日採用予定)**

令和6年12月  
滋 賀 県

- 第1次考査期日および場所
  - 【第1日】 教養試験、専門試験  
令和7年2月2日(日) 滋賀県庁北新館5階 5-A会議室
  - 【第2日】 口述試験および適性検査  
令和7年2月8日(土) 滋賀県庁北新館5階 5-C会議室  
※教養試験および専門試験の成績上位者を対象に実施
- 受付期間
  - 【持参およびインターネットの場合】  
令和6年12月26日(木)～令和7年1月21日(火)
  - 【郵送の場合】  
令和6年12月26日(木)～令和7年1月21日(火) 《必着》
- 採用日について  
採用日は、令和7年4月1日とします。
- 問合せ先  
滋賀県文化スポーツ部文化財保護課  
大津市京町四丁目1番1号  
電話 (077) 528-4671

1 採用職種(担当)および採用予定人員

文化財保護技術者(美術工芸担当) 1人程度

2 受験資格

(1) 次の要件をすべて満たす者が受験できます。

ア 大学(短期大学を除く。)または大学院において美術史(彫刻、絵画、工芸などの美術史)の課程を専攻し、かつ、卒業し、または修了した者で、昭和54年4月2日以降に生まれた者(令和7年3月31日までに卒業または修了する見込みの者を含む。)

イ 博物館法(昭和26年法律第285号)第5条に規定する学芸員資格を有する者または令和7年3月31日までに有する見込みの者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

### 3 勤務の条件

(1) 採用の時期

令和7年4月1日

(2) 勤務先

文化財保護課 等

(3) 給与等

ア 給料は、4年制大学卒の者で月額217,579円（地域手当を含む。）、その他に扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの支給要件に基づき支給されます。また、経歴その他に応じて、給料の額に一定の額が加算されます。

なお、この額は、令和6年4月1日現在のものです。

イ 昇給は、原則として毎年1回行われます。

### 4 第1次考査

(1) 日時および場所

ア 第1日 教養試験、専門試験

日時 令和7年2月2日（日）

9時30分（受付開始9時00分）から14時30分頃まで

場所 滋賀県庁北新館5階 5-A会議室（大津市京町四丁目1番1号）

※ 試験会場へは公共交通機関を利用してください。

イ 第2日 口述試験および適性検査

日時 令和7年2月8日（土）

9時30分から15時頃まで

場所 滋賀県庁北新館5階 5-C会議室（大津市京町四丁目1番1号）

※ 第2日の集合時間および集合場所の詳細は、第1日に試験会場で通知します。

※ 第2日の口述試験および適性検査は、第1日の教養試験および専門試験の成績上位者についてのみ実施します。

(2) 方法

大学卒業程度で、次の方法により行います。

ア 教養試験

択一式により、公務員として必要な社会、人文および自然に関する一般知識ならびに文章理解・判断・数的推理、資料解釈に関する能力について筆記試験を行います。

イ 専門試験

文化財保護技術者（美術工芸担当）に必要な識見、思考力、表現力等について筆記試験を行います。

ウ 口述試験

文化財保護技術者（美術工芸担当）としての知識および技能ならびに公務遂行能力等について個別面接および集団討論による試験を行います。

エ 適性検査

公務員として必要な適性について検査を行います。（第1次考査合格者のみ判定を行います。検査結果は、7(1)の滋賀県人事委員会で実施される選考の参考とします。）

※ 使用できる時計は、計時機能だけのものに限り（携帯電話、スマートウォッチ等の使用はできません。）。

(3) 結果発表

第1次考査の結果については、令和7年2月中旬に通知します。

## 5 受験手続および受付期間

### (1) 出願票を持参し、または郵送する場合

ア 受験手続 イ (ア) の出願時に必要な書類等をウの提出先にエの受付期間内に提出してください。また、イ (イ) の第1次考査受験時に必要な書類等については、第1次考査第1日に会場に持参してください。

#### イ 必要書類等

(ア) 出願時に必要な書類等

a 出願票 1人1通 (所定の用紙)

交付場所：滋賀県文化スポーツ部文化財保護課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館4階

電話 (077) 528-4671

ホームページ

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/bosyuu/341321.html>

※ 郵便または電話で出願票を請求できます。郵便による請求の場合、郵便はがきの裏面に「令和6年度滋賀県職員(文化財保護技術者：美術工芸担当)採用選考受験願書請求」と書き、住所および氏名を明記して、交付場所に請求してください。

※ 滋賀県のホームページからもダウンロードできます。

b 郵便はがき 1人1枚 (宛先として、住所、氏名および郵便番号を記入すること。)

※ 受験番号等の通知に使用します。

(イ) 第1次考査受験時に必要な書類等

a 履歴書 1人1通 (所定の用紙)

※ 用紙は、出願票と同時に交付します。

b 写真 1人1枚 (最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。)

c 面接カード 1人1通 (所定の用紙)

※ 個別面接時の参考資料とします。用紙は、出願票と同時に交付します。

d 受験番号通知 1人1通

※ 受付期間終了後、出願時に提出された郵便はがきを用いて受験番号等を通知します。令和7年1月28日(火)までに到着しない場合は、滋賀県文化スポーツ部文化財保護課に連絡してください。

電話 滋賀県文化スポーツ部文化財保護課 (077) 528-4671

#### ウ 提出先

滋賀県文化スポーツ部文化財保護課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

#### エ 受付期間

出願票は、令和6年12月26日(木)から令和7年1月21日(火)まで(土曜日、日曜日、祝日、および令和6年12月28日から令和7年1月5日までの日を除く。)の9時から17時までの時間帯に受け付けます。郵送の場合は、令和7年1月21日(火) 《必着》とし、必ず簡易書留により送付してください。

### (2) インターネットにより申し込む場合

#### ア 受験手続

申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。また、ウの第1次考査受験時に必要な書類等については、第1次考査第1日に会場に持参してください。

『しがネット受付』ホームページアドレス

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/24sd00010100>

- ※ エクセルファイルをダウンロードして出願票を作成する必要があります。
- ※ 申込完了および受験番号は、メールで通知します。
- ※ 受験番号を通知するメールを印刷する必要があります。



#### イ 受付期間

令和6年12月26日(木)9時から令和7年1月21日(火)17時まで  
(システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。)

#### ウ 第1次考査受験時に必要な書類等

- (ア) 履歴書 1人1枚(様式は、滋賀県のホームページからダウンロードすること。)
- (イ) 写真 1人1枚(最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。)
- (ウ) 面接カード 1人1枚(所定の用紙)

※ 個別面接時の参考資料とします。様式は滋賀県のホームページからダウンロードしてください。

- (エ) 受験番号通知 1人1通(受験番号を通知するメールを印刷したもの)

※ 受験番号を通知するメールは、令和7年1月23日(木)以降に順次送信します。  
(申込みの直後に自動送信される申込完了メールとは異なります。)

※ 令和7年1月28日(火)までに受験番号を通知するメールが届かない場合は、滋賀県文化スポーツ部文化財保護課に連絡してください。

電話 滋賀県文化スポーツ部文化財保護課 (077)528-4671

## 6 日本国籍を有しない者の任用

- (1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。

公の意思の形成への参画に携わる職員の職は、部長級、次長級および課長・参事級の職のうち、県の行政について企画、立案および決定に参画する職です。

- (2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

## 7 その他

- (1) 第1次考査合格者については、令和7年2月中旬に滋賀県人事委員会で実施される選考を受けていただきます。選考の方法は、口述試験(主として人物についての面接試験)等ですが、詳しくは、第1次考査合格者に対して文書でお知らせします。
- (2) 滋賀県人事委員会で実施される選考の合格者には、令和7年2月下旬に採用の通知をします。
- (3) 大学卒業見込みを要件として受験した者が、令和7年3月31日までに大学を卒業できなかったときは、採用される資格を失います。
- (4) 学芸員資格取得見込みを要件として受験した者が、令和7年3月31日までに資格を取得できなかったときは、採用される資格を失います。